

社会福祉法人ふそう福祉会役員・評議員報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふそう福祉会（以下「福祉会」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 福祉会の役員等の報酬の額は、別表のとおり支給することができる。

ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 役員等が福祉会の開催する会議に出席したときは、費用を弁償することができる。

(費用弁償)

第3条 役員等が福祉会の用務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項により支給する旅費の額は、社会福祉法人ふそう福祉会旅費規程に規定する5級の職務にある者の例による。

3 前項に定めるもののほか、役員等に支給する旅費については、社会福祉法人ふそう福祉会旅費規程による。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表

報酬等の支給対象者区分	内容	支給の額
理 事 長	報 酬	月額 6,000円
会議に出席した理事・監事 (ただし、報酬を支給されている役員は除く)	実費弁償	1回 2,000円
会議に出席した評 議 員	実費弁償	1回 1,000円